【様式３号】

**宣　　誓　　書**

　　下記の事項について、真実であることを厳に宣誓いたします。

　　これらにおいて事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して公益財団法人河内長野市文化振興財団が行う一切の措置（契約解除、損害賠償請求、その他の法的措置を含みます。）について異議申立てを行いません。

1. 提案書提出時において会社更生法、民事再生法等の規定により更生又は再生手続中の団体ではないこと。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である団体ではないこと。
3. 暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する団体ではないこと。
4. 暴力団、暴力団員等又は暴力団もしくは暴力団員等がその事業活動を支配する団体もしくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、もしくは便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ）を行う団体ではないこと。
5. 暴力団等に暴力団対策法第２条第１号に規定する暴力団不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた団体ではないこと。
6. 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する団体ではないこと。
7. 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体ではないこと（当該団体の代表者等が他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれか（（カ）及び（キ）を除く。）に該当するものがあるときを含む。）。
8. 暴力団員等である者
9. 河内長野市暴力団排除条例（平成26 年条例第22 号）第2 条第3 号に規定する暴力団

密接関係者

1. 暴力的不法行為等に関して、禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（エ）暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から５年を経過しない者（上記(ウ)に該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である団体では公の施設の業務に携わるにあたって重大な支障を生ずると認めるものに限る。）

（オ）精神の機能の障害により公の施設の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（カ）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

（キ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1. 団体又はその代表者等が法人税もしくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している団体ではないこと。
2. 会社更生法（平成14 年法律第154 号）、民事再生法（平成11 年法律第225 号）等の規定に基づく更正又は再生手続をしている団体ではないこと。
3. 河内長野市文化会館（ラブリーホール）内レストラン出店事業者募集要項５．応募者資格①～⑦の要件を全て満たしていること。

　令和　　年　　月　　日

（あて先）公益財団法人河内長野市文化振興財団　理事長

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住　　　　所：  商号又は名称： |
|
| 代表者職氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞ |